

令和5年度  
茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金

申請の手引き  
(タクシー事業者の皆様へ)

目 次

項 目	ページ
1 支給の対象	2
2 申請に必要な書類	3
3 申請の方法	4
4 申請書兼請求書の記入例	5
5 納税証明書の取得方法	7
6 審査・支給・不支給	9
7 支援金の申請に関する問合せ先	9

令和5年7月

茨城県政策企画部交通政策課

## 1 支給の対象

### ① 支給対象事業者

- ・ 支援金の支給対象事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ア 一般乗用旅客自動車運送事業を行う者
- イ 茨城県内に営業所があること
- ウ 福祉限定許可の事業者でないこと
- エ 申請日時点において営業をしていること
- オ 支給要項第4条の不支給要件に該当しない者

### ② 支給の対象となる事業用自動車

- ・ 支援金の支給額は、申請者が令和5年6月1日時点で県内の営業所において保有する事業用自動車の台数に応じて計算します。
- ・ ただし、福祉輸送サービスのみに使用する福祉自動車は対象になりませんので、ご注意ください。

## 2 申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の5つの書類が必要となります。

- ※ インターネットから申請をする場合、イ～オの書類は、電子データ(PDF 等)で添付していただく必要があります。
- ※ イ及びウの書類は、令和4年度に実施した茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金の申請時に既に提出しており、その時から内容に変更がない場合は省略可能です。

### ア 申請書兼請求書(書面で申請する場合)

- ・ 5、6ページの「記入例」を参考に記入してください。
- ・ インターネット(いばらき電子申請・届出サービス)で申請する場合も、同様の内容を画面上で入力していただきます。

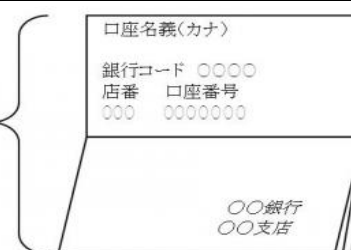
### イ 国から一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることが確認できる書類(許可書等)の写し

- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書、認可書、運輸支局等の受付印が入った届出など、申請者が一般乗用旅客自動車運送事業者であることが確認できる書類の写しを添付してください。

### ウ 預金通帳等の写し

- ・ 通帳の表紙をめくった直後の見開きのページの写しを添付してください。

この部分の  
写しを添付



### エ 事業用自動車の車検証又は台数が確認できる書類の写し

- ・ 支援金の対象となる事業用自動車について、①②いずれかの書類を添付してください。
  - ① 「一般乗用旅客運送事業用自動車の車検証」の写し  
※電子車検証の写しを添付する場合は、「自動車検査証記録事項」の写しも併せて添付してください。
  - ② 「運輸支局で許可を受けている当該事業用自動車の台数が確認できる書類」の写し

### オ 県税の未納がないことを証する納税証明書 (発行日が申請日から3箇月以内のもの)

- ・ 全ての税目の未納がないことの証明書を添付してください。(7ページの「納税証明書の取得方法」を参考に、お近くの県税事務所で取得してください。)
- ・ 書面により申請する場合は原本を添付してください。
- ・ 徴収猶予を受けている場合は、県税事務所からの通知を添付してください。

### 3 申請の方法

支援金の申請方法には、①インターネットによる方法(電子申請)と②郵送による方法の2種類があります。

※ 直接持参による申請はご遠慮願います。

【申請期限】 令和5年9月30日(土)必着

#### ① インターネット(いばらき電子申請・届出サービス)による方法

- ・ 以下のホームページアドレスから直接アクセスすることができます。
- ・ また、検索サイトなどで「いばらき電子申請・届出サービス」を検索し、手続き一覧から「【タクシー事業者用】令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金」を選択してアクセスすることもできます。

【ホームページアドレス】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=43586](https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43586)



#### ② 書面(郵送)による方法

- ・ 3ページの必要書類(5種類)をすべて同封のうえ、次の宛先に郵送してください。

【宛先】

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

茨城県政策企画部交通政策課 地域交通グループ

- ・ なお、申請様式は、県交通政策課のホームページからダウンロードすることができます。

【ホームページアドレス】

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kotsuseisaku/chiikikoutsu/shien.html>



# 4 申請書兼請求書の記入例

## <記入例①>

様式第1-4 (第6条関係)

### 令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金支給申請書兼請求書 (タクシー事業者用)

茨城県知事 殿

県内に複数の営業所がある場合であっても、  
全ての営業所分をまとめて1枚で申請を  
お願いいたします。

令和〇年〇月〇日

押印は不要です。

個人事業主の場合は、  
氏名のみ記載してください。

事業者名 〇〇タクシー株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 茨城 太郎

令和5年度茨城県交通事業者等原油価格高騰緊急支援金支給要項(以下「支給要項」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり支援金の支給を申請します。なお、支給要項第7条に記載の全ての事項について、以下のとおり宣誓又は同意いたします。

#### 1 宣誓・同意事項

※ 以下の項目に宣誓又は同意する場合はチェック欄に☑をしてください。

チェック欄	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第3条に規定する支給対象者に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第4条に規定する不支給要件に該当していません。
<input checked="" type="checkbox"/>	支給要項第10条第1項の規定に基づき、知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
<input checked="" type="checkbox"/>	不正受給等が判明した場合には、支給要項第10条第2項の規定に従い、支援金の返還を行います。

すべての項目にチェックがないと支援金の支給はできません。

#### 2 保有する一般乗用旅客運送事業用自動車の台数と申請額

申請者が県内の営業所において保有する一般乗用旅客運送事業用自動車の台数 ※ 福祉輸送サービスの用にのみ供する福祉自動車を除く。 (令和5年6月1日時点) ①	5	台
申請する額 (①×5,000円)	25,000	円

令和5年6月1日時点で国土交通省関東運輸局に登録されている車両のうち県内の営業所において保有する台数を記入してください。

営業所が複数ある場合は、県内の営業所で保有している台数の合計を記入してください。

この欄に該当する事業用自動車に係る車検証又は台数が確認できる書類の写しを添付してください。(「1 申請に必要な書類」の工を参照してください。)

<記入例②>

3 支援金振込先情報

申請者	法人住所	〒	3 1 0 - 8 5 5 5			
	※個人事業主 の場合は、 その住所	茨城	都府	道	水戸市笠原町 978-6	
		マンション・アパート名など				
	フリガナ	マルマルタクシーカブシキガイシャ				
	法人名※	〇〇タクシー株式会社				
	代表者 (役職・氏名)	代表取締役 茨城 太郎				
電話番号	0 2 9 1 2 3 4 5 6 7					

個人事業主の場合は、  
氏名のみ記載してください。

通帳等の記載のとおり  
正確に記入してください。

指定口座	金融機関	〇△□	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協	××	<input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 出張所				
	金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	1	1	1
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	2	2	2	2	2	2
	フリガナ	マルマルタクシーカブシキガイシャ							
口座名義	〇〇タクシー株式会社								

## 5 納税証明書の取得方法

県税の未納がないことを証する納税証明書は、最寄りの県税事務所にて取得することができます。

### ① 県税事務所の窓口で取得する場合

- 以下の書類等を持参の上、申請してください。

ア 納税証明申請書(様式第 40 号の 4(ウ))

※ 県税事務所の窓口を設置してあります。

イ 申請者本人(法人の場合は代表者)が来所する場合

- 本人であることを確認できる書類(運転免許証など)

ウ 代理人が来所する場合

- 委任状
- 代理人本人であることを確認できる書類(運転免許証など)
- 代理人の住所、名前は実際に窓口に来所する方の名前・住所を記載してください。

エ 納付から日数(2 週間程度)を経過していない県税がある場合は、領収証書

オ 交付手数料(1 件につき 400 円×必要枚数)

### ② 郵送により取得する場合

- 以下のものを同封して、お近くの県税事務所に郵送してください。

ア 納税証明申請書(必要事項を記入したもの)

※ 様式は茨城県税務課の HP から取得できます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/somu/zeimu/0028n0010.html>

イ 手数料(証明書 1 通につき 400 円の郵便定額小為替(有効期間(6 か月)以内のもの)

ウ 切手を貼付し、返送先の宛所を記入した返信用封筒(返送先が申請者の住所と異なる場合は、申請者が自署した委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のコピーが必要になります。)

エ 納付から日数(2 週間程度)を経過していない県税がある場合は、領収証書

<納税証明書に関する問合せ先>

県税事務所（所在地）	電話番号
水戸県税事務所 （〒310-0802 水戸市柵町 1-3-1 水戸合同庁舎内）	029-221-6670
常陸太田県税事務所 （〒313-8666 常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内）	0294-80-3313
常陸太田県税事務所高萩支所 （〒318-0031 高萩市春日町 3-1 高萩合同庁舎内）	0293-22-2019
行方県税事務所 （〒311-3893 行方市麻生 1700-6 行方合同庁舎内）	0299-72-0041
土浦県税事務所 （〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内）	029-822-7203
土浦県税事務所稲敷支所 （〒300-0593 稲敷市江戸崎甲 541）	029-892-6111
筑西県税事務所 （〒308-8511 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内）	0296-24-9184
筑西県税事務所境支所 （〒306-0404 境町長井戸 320）	0280-87-1120

※ いずれの県税事務所においても、県内全域の事業者に係る納税証明書をお取りいただけます。



## 6 審査・支給・不支給

### 審査

- ・ 申請内容を審査し、支援金の支給を決定します。
- ・ 申請内容について、申請者にお問い合わせをすることがあります。

### 支給

- ・ 審査の結果、適正と認められた場合に、支援金を申請者が指定する口座へ振り込みます。振込名は、「イバラキケンコウツウセイサクカ」です。
- ・ 振込をもって支給決定の通知と代えさせていただきます。支給決定の通知は発送しませんので、予めご了承ください。

### 不支給

- ・ 審査の結果、要件を満たさない等の理由により支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定の通知を発送します。

## 7 支援金の申請に関する問合せ先

〒310-8555 水戸市笠原町978-6  
茨城県政策企画部交通政策課 地域交通担当  
電話：029-301-2604 Fax：029-301-2608  
E-mail：kosei2@pref.ibaraki.lg.jp